

令和元年

総務委員会

5月15日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和元年5月15日

午後1時51分 開会

午後2時04分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	藤 江 真理子
委員	後 藤 学	委員	青 木 亮
委員	一 色 美智子		
議長	三 浦 桂 司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴 木 美智雄	議事課長	近 藤 恒 明
議事課長補佐 兼庶務担当係長	西 山 紳	議事課主査	荻 正 幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
市民生活部長	馬 場 秀 樹	税務課長	塚 本 由 佳
市民税担当係長	前 田 三 和		

5. 傍聴議員

服 部 龍 一	堀 内 千 帆	伊 藤 洋	中 村 めぐみ
林 幸 弘	近 藤 裕 英	鵜 飼 貞 雄	清 水 義 昭
郷右近 修	宮 本 英 彦	近 藤 千 鶴	近 藤 郁 子
月 岡 修 一	近 藤 善 人		

6. 傍聴者

なし

午後 1 時 5 1 分開会

○総務委員長（毛受明宏議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） まずもって、おわび申し上げます。

日進の市長が突然来訪されまして、そのお相手をさせていただいておりました。本当に申しわけございません。

総務委員会に付託されました案件、議案第44号、1件でございます。慎重なる審議をどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶を願います。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 市税条例、大変細かくて難しいので、慎重審議をお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合にすぐに出席いただきますよう御承知おきを願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

それでは、議案第44号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、議案第44号、豊門市税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

このたびの主な改正内容は、個人市民税の寄附金税額控除であるふるさと納税の対象を特例控除対象寄附金としたことでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第33条の7の上から4行目、ふるさと納税に係る寄附金を「特例控除対象寄附金」と改めます。

2ページの附則第9条第1項中段と、3ページ下段、附則第9条の2も同様に、寄附金を「特例控除対象寄附金」と改めました。

ページを戻りまして、1ページをお願いいたします。

第33条の7第2項と、その下、附則第7条の4は、地方税法の改正に伴い、市税条例に引用する項にずれが生じたので、該当項の改正をいたしました。

続きまして、2ページをごらんください。

第9条第1項、下から5行目、6行目、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長」とし、3ページ、第2項及び第3項にても「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改めをいたしました。

資料をかえささせていただきます、新旧対照表から議案のほうをお願いします。

1枚おめくりいただきまして、改め文のページの下段あたりの附則の説明をいたします。

附則といたしましては、施行日は令和元年6月1日です。

第2条では、経過措置として、この規定は、令和2年度以後の個人市民税について適用し、平成31年度分までの個人市民税については、従前の例といたします。

また、第2項では、令和2年度分の個人市民税につきまして、6月1日前までは従前の例となること、第3項では、市民税の所得割についての経過措置を規定しております。

以上、説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回の改正で特例控除対象寄附金というのが地方税法に定められたということですが、そのことで豊明市の返礼品に変更とか、そういった影響が何か生じることがあるかどうかということと、それから、この特例控除対象交付金というのはほとんど前の総務省の指導と同じ内容かと思いますが、その指導が出たことで何か変わったことがあったかどうかということについて御説明をお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 返礼品のほうにつきましては、今、豊明市の返礼品はこの規定の中にございますので、変更等、影響はないものと考えております。

あと、2点目の総務省の指導によってということなのですが、こちらによって何か変わるということは、想定はございません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 済みません、その指導がこうやって法で条文化されたということですので、条文化される前の現在の状況で、そういった指導による変更、差しかえみたいなきっかけがあったのかどうかということをお尋ねしておるわけですけど。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 指導による返礼品の変更ということでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） もう一回、後藤委員。

○後藤 学委員 その指導にそぐわないとか、そういったようなことがあったかどうかということをお尋ねしたいんですけど。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場市民生活部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 明確な時期というのはちょっと記憶はしておりませんが、たしかこのふるさと納税の返礼品が過熱されたときに、豊明の市内でも返礼品として用意しておった、例えば人間ドックの関係ですとか、そういったものというのは、こちらのほうも見直しをさせていただいたという経緯があると、そのように認識をしております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 条例とは直接関係ないかと思いますが、今回……。

(マイクをお願いしますの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) マイクを近づけてください。

○青木 亮委員 今回の、いわゆる市税条例とは直接関係ないと思いますが、地方税法の改正がいわゆる字句の改正ということで、「寄附金」から「特例控除対象寄附金」と言葉を変えた理由というのは何か根拠、ありますか。

○総務委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長(塚本由佳君) こちらのほうの総務省のほうの条件がついたということが、法律上きちんと明記されたものの控除額の名称というふうで理解しております。

以上です。

○総務委員長(毛受明宏議員) ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回の改正は、これ、全国一律で、地方税法の改正ですので適用されることになると思うんですけども、そのことでこの特例控除適用対象にならないような寄附金を受けていたような自治体もほかにはあったかと思うんですが、そういうところではある程度この改正で影響を受ける。もっと具体的に言うと、例えば寄附金が減るとか、そういったところに寄附していた人がほかへ回るとか、そういったようなことがあるかなと思うんですが、なかなか予測は難しいと思うんですが、この改正で、豊明市へのふるさと納税、これはどのような影響を受けるというふうに見込んでおられるかということについてお尋ねをしたいと思います。

○総務委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長(塚本由佳君) 寄附金のほうにつきましては、今回のこの改正によって影響、豊明市への寄附金のほうは影響はないと思われませんが、控除のほうにつきましては、例えば適用外の市町村のほうに寄附をされた場合、返礼品は高いものかもしれないですけど、それで寄附をされた場合は今度控除ができなくなりますので、市税といたしましてはその分がふえてくるというふうだと考えております。

以上です。

○総務委員長(毛受明宏議員) ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 これまでもこの控除を受ける額が、前にどなたかが質問したときに、豊明市で約7,000万円、控除額で流出しているというような御説明があったかと思いますが、その辺の金額、そのくらいかどうかということの確認をまずさせてください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 控除額につきましては、平成30年度の課税額は平成29年中の収入、寄附金に対して行われるものですが、こちらのほうは8,100万円ほどというふうでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 年々、金額が大きくなって驚いておるわけですが、そうすると、市として、そういった控除がなるべく、この控除額、要するに税の流出が少なくなるような対策も考えていかなきゃいけないと思うんですが、申告を受けたときに、控除を受けてる人たちの分析といたしますか、例えばどんな年齢層だとか男女別だとか、そういうような分析はしておられるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 質疑してくださいね。議案に対するほうをお願いします。

答えられます。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 申しわけありません。申告書のほうの件数とかのほうの控除数とかは、確認とかはさせていただくことはあるんですけども、その内容で男女別だとか年代とか、どの辺の自治体がというほうのちょっと分析はいたしておりません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第44号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は、全会一

致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、ありがとうございました。御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後2時4分閉会